

ビル火災を受け実施した緊急立入検査の実施結果について

千葉市消防局では、大阪市北区で発生したビル火災を受け、類似する建物に対して緊急立入検査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

1 実施期間

令和3年12月20日（月）～令和4年1月28日（金）

2 検査実施対象

消防法施行規則第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物^{※1} 計214棟

※1 地階又は3階以上の階に不特定多数の方が利用する店舗等（飲食店や診療所等）が入居し、屋外階段がなく、屋内階段が1カ所しか設けられていない建物

3 検査項目

(1) 避難施設の維持管理状況

避難経路となる階段等に避難の支障となる物品や、火災の延焼拡大の要因となる可燃物等が存置されていないかについて確認したもの。

(2) 防火施設の維持管理状況

階段室に炎や煙の侵入を防止する防火戸・防火シャッターに閉鎖障害（ドアストッパーや物品の存置等により完全に閉鎖しない状態となっているもの）や動作不良（設備の故障や経年劣化等により完全に閉鎖しない状態となっているもの）がないかについて確認したもの。

4 検査結果

(1) 避難施設の維持管理状況

避難障害の違反あり			違反なし
	是正(※2)	未是正(※3)	
32	31	1	182

(2) 防火施設の維持管理状況

閉鎖障害の違反あり			違反なし
	是正	未是正	
11	11	0	203
動作不良の違反あり			違反なし
	是正	未是正(※4)	
23	2	21	191

※2 1棟のテナント関係者に対し消防法に基づく物品の除去命令を発令。

※3 未是正の1棟は、新型コロナウイルス感染症の影響により建物全体を利用していないため是正が完了していないが、建物の営業再開までには是正完了予定。

※4 防火戸や防火シャッター自体の故障による動作不良であり、改修には一定期間を要するため、建築関係法令を所管する都市局関係課と協力し、引き続き是正指導を行う。